

道路の改良

昭和六年七月二十五日印刷
昭和六年八月一日(毎月一回)發行



第十三卷 第八號

道路改良會發行

最新式 トラック 燃料 使用 量 削減 効果 あり

ポーターセントの 効果 理想的 舗装

日本石油株式会社道路部

- 営業所
- 東京 丸の内三ノ四
 - 横浜 市中区本町三ノ八
 - 大阪 西区江戸堀南通三ノ一
 - 京都 東山区寺町七ノ九
 - 下関 小幡町七ノ九
 - 新潟 市花園町東四ノ三
 - 台北 市本町一ノ四三
 - 北京 市前門通五ノ一
 - 天津 市新馬路
 - 香港 皇后大道中
 - 上海 南京路
 - 烟台 烟台路
 - 青島 中山路
 - 秋田 土崎港町

簡
易
鋪
裝



專 賣 特 許
エマルゼア

用途 鋪裝工事

道路、校庭、床面、
プラットフォーム。

防水防腐工事
貯水池、屋上塗料、
地下室、トンネル。

特長 純 國 産。
耐 寒。
最 經 濟 的。
最 簡 易 施 工。

EMULVIA



說
明
書
贈
呈

東京瀝棧工業所

東京市京橋區西銀座三丁目一番地碌々館

電話京橋(56)一三二五番

製造工場

横濱市鶴見區菅澤町一九五番地

電話鶴見一一三一番

工 事 部

大倉土木株式會社

東京市京橋區銀座二丁目

電話京橋(56)三三〇番
三二四九番

口繪 第六回萬國道路會議會場
完成した球磨川橋(熊本縣) 卷頭言 (二)

論 說

都市計畫事業と起債 田中廣太郎(三)

時 論

關門國道改良論 田中好(二〇)

電柱及電線の移轉に就て 丹波浪人(二五)

研 究

遞信當局の反省を求む

宿場役人に就て(一) 京都帝國大學 和田篤憲(元)

都市交通問題(二六) 警視廳技師 和山泰治(二四)

路面維持費の財源に對する提案 警視廳技師 池本泰兒(三)

自動車交通事業法に就て(一) 江口巳年(四)

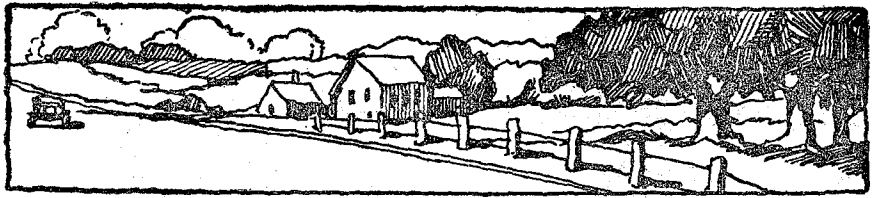
關門連絡國道の企て (五)

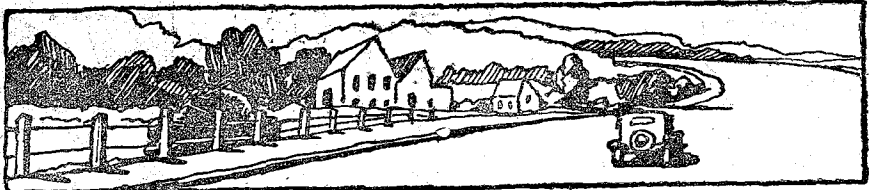
技 術

地方道の鋪裝幅員に就て 內務技師 山田元(六)

鐵筋混凝土桁橋の設計に就て(二) 內務技師 大野博(八)

挿表 最近各國自動車統計 (九)





海外道路時事

鐵筋アスファルト舗装……………内務省土木試験所長
 各種舗装と所要努力……………工學博士 物部長 穗(齒)
 金門灣大道路橋……………世界最大の貨取可動橋……………桑港

談叢

道路費に政府の負擔を増加したい……………衆議院議員 田川大吉郎(先)

紹介

瀝青乳劑「エムラス」の創造……………田中好(二〇)

經濟的で效果のあつた道路橋……………陳野金三郎(二三)

漫錄

地方廳を訪れて(二)……………一記者(二六)

通信

歐洲を巡歴して……………内務技師 藤井眞透(二四)

地方通信

北海道方面……………(一九)
 東北方面……………關東方面……………東海方面……………近畿方面……………中國方面……………四國方面……………九州方面……………

法令

質疑應答……………(一五)

雜報

本會の開催する二大會……………(一七)
 藤井眞透氏歸朝さる……………東京地下鐵の難設計……………(一八)
 叙任辭令……………編輯室の内外……………(二五)

アスファルト

の
御用なら

道路舗装工事請負
防水工事請負
ルーフィング類販賣
アスファルト販賣

先づ

浅野物産へ

舶來 ユニオンアスファルト
國産 小倉 アスファルト

總代理店

浅野物産株式會社アスファルト部

混凝工目地材

國産アサノエラストイト

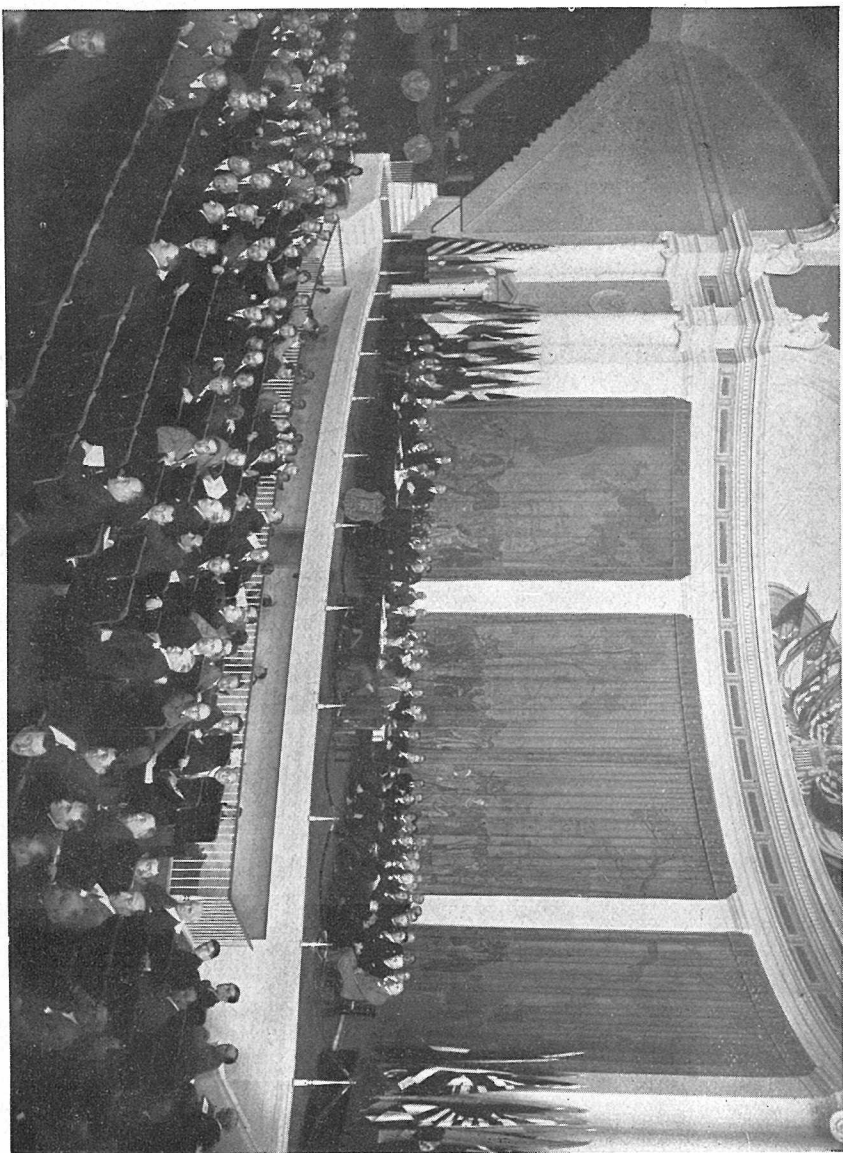
舶來カレエラストイト

東京市丸ノ内一丁目六ノ一海上ビル六階

電話丸ノ内二五八〇——二五八九



第六回萬國鐵路會議會場



橋川磨球たし成完



面 正



面 側

昭和六年

道路の改良

八月一日

第三十卷
第八號



卷 頭 言

公共企業の統制問題が斯界の一角から叫ばれるに至つた。従來公共團體が其の住民の福祉を増進する爲にした施設は、漸次其の範圍を擴張し來つて私人經營を是認した事業の範圍にまで手を伸ばすに至つた。社會の經濟關係が複雑化するにつれ一經濟現象が團體住民の利害に反映するのであつて、公共團體の施設する公共企業の範圍が増加するはの當然である。蓋し住民多衆の生活に直接するやうな事業を一部資本家の手に委ねて住民の利益を犠牲に供する理由がないからである。現在の公共企業は餘りに是等のことを考慮されてゐない、従つて統制問題の起るのも無理はない。併しながら理想統制を策するにしても現在の私營公共企業を一時に整理することは言つて行はれ難いことであるから、暫定的に現在の公私營事業を調和するのが焦眉の急務である。

此問題に關連して吾人の最も不可解とするのは、公共團體統制の責ある當局が、従來からの主張を固執して公共團體に對し營利事業を經營する能力を否定することである。併しながら現時の經濟界は左様に簡單な形式的理論に支配される程單純なものではない。住民多衆の經濟生活の要求は此の如き理論の存在することさえも笑つて居るのである。故に此際當局は是等の偏見を捨て、生活の實際に適應した公共企業法を制定して民福を増進する覺悟を必要とするの外、是等事業の起債に對しては私營事業の經營形態に鑑て、従來採り來つた許可方針の一部を緩和し、公營公共企業の發達を計ることが現下の緊要時務である。